

所管行政庁における独自基準の設定状況

- 気候風土適応住宅の基準については、真壁造の土塗壁や落とし込み板壁等の一般的な仕様が建築物省エネ法に基づく告示で規定されているほか、所管行政庁がその地域の自然的社会的条件の特殊性に応じて、独自基準を定めることができることとしている。
- 所管行政庁による独自基準について、4行政庁は令和3年4月、5行政庁は令和4年3月、1行政庁は令和4年4月、1行政庁は令和4年12月に独自基準の運用を開始。
- 2行政庁は令和7年4月の運用開始を目指しており、12行政庁においては検討中。

運用時期	基準を定めた所管行政庁	対象地域	規模・構造	独自仕様	共通的な仕様
R3年4月1日	熊本県（県及び熊本市、八代市、天草市）	県内全域	木造住宅 ※規模は問わない	・くまもと型伝統構法による木造建築物（構造材を県産木材とする等）	<ul style="list-style-type: none"> ・県産木材の使用 ・伝統的な継手仕口 ・石場建て等の開放的な床下 ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年3月31日	宮崎県（県及び宮崎市、延岡市、都城市、日向市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・軒裏が野地板現し ・瓦屋根、茅葺屋根 	
R4年4月1日	福岡県（県及び北九州市、福岡市、久留米市、大牟田市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の木造住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の過半が県産木材による板張り壁 ・瓦屋根 	
	沖縄県（県及び那覇市、うるま市、宜野湾市、浦添市、沖縄市）	県内全域	延べ床面積300㎡未満の住宅 ※構造は問わない	<ul style="list-style-type: none"> ・花ブロック、ルーバー ・屋上緑化、壁面緑化 	<ul style="list-style-type: none"> ・深い庇 ・通風に配慮した窓
R4年12月1日	埼玉県（特定行政庁及び限定特定行政庁を除く）	県所管内	延べ床面積300㎡未満の住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・柱の小径は原則12.0cm以上の軸組構造 ・外皮平均熱貫流率（U_A値）を1.54W/㎡K以下 	<ul style="list-style-type: none"> ・県産木材の使用
R7年4月	滋賀県東近江市、京都府京都市				
時期未定	富山県、長野県、滋賀県長浜市、滋賀県草津市、滋賀県守山市、島根県、山口県山口市、徳島県、佐賀県、佐賀県佐賀市、長崎県、鹿児島県				

令和4年度「気候風土適応住宅基準の検討状況に係る調査(令和4年12月末時点)」



石場建て



深い庇・軒



地域産の材料の使用



軒裏が野地板現し



県産木材の板張り壁



屋根の遮熱(屋上緑化)



日射遮蔽(花ブロック)